

## 保全命令事件等の国際裁判管轄に関する規律について

### 第1 人事訴訟を本案とする保全命令事件関係

人事訴訟を本案とする保全命令事件（注1）の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物（注2）の所在地が日本国内にあるときに限り、することができる。

（注1）「人事訴訟を本案とする保全命令事件」とは、人事訴訟法第30条1項に規定する「人事訴訟を本案とする保全命令事件」、すなわち、人事訴訟を本案とする民事保全事件（民事保全法第1条、第2条1項、人事訴訟法第2条参照）をいう。なお、本案である人事訴訟には、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）「係争物」とは、民事保全法第11条に規定する「係争物」をいう。

（参考）なお、民事保全法第11条に規定する「係争物」には、物の引渡請求権の執行を保全するための処分禁止の仮処分における目的物のほか、特定物に関する作為又は不作為を命じる仮処分についてはその特定物、仮の地位を定める仮処分の目的物も含まれるものと解されている。特定物を目的としない作為又は不作為を命じる仮処分について、その作為又は不作為が履行されるべき地を係争物の所在地とするか否かには争いがあるとされる。

（補足説明）

#### 1 提案内容

本文は、財産権上の訴えを本案とする保全命令事件に関する国際裁判管轄を規律した民事保全法第11条と同様の趣旨から、本案の管轄裁判所が日本の裁判所であるとき又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に人事訴訟を本案とする保全命令の国際裁判管轄を提案するものである。

人事訴訟を本案とする保全命令事件については、国内土地管轄の管轄原因としてではあるが、民事保全事件と同様、本案の管轄裁判所、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を原因とする規律を設けている（人事訴訟法第30条2項参照）上、本案判決に至るまでに相応の時間を要し、本案判決

の実効性を確保するために保全措置が必要であることは通常の民事保全事件と基本的に異ならず、本案訴訟に対する保全命令事件の従属性及び裁判所の審理の便宜、執行の便宜等の趣旨が、人事訴訟を本案とする保全命令事件にも妥当するとの考えに基づくものである。

(参考) 旧人事訴訟手続法（以下「旧人訴法」という。）第16条は、保全措置に関して、「子ノ監護其他ノ仮処分ニ付テハ仮ノ地位ヲ定ムルニ関スル民事保全法（平成元年法律第九十一号）ノ規定ヲ準用ス」（養子縁組事件につき旧人訴法第26条、親子関係事件につき同法第32条1項が準用）と規定し、その解釈について、子の監護その他の仮処分が特殊な保全処分に属するのか（特殊仮処分説）、民事保全法上の処分に属するのか（通常仮処分説）につき争いがあったところ、人事訴訟法では、仮の地位に関する仮処分に関しても民事保全法の規定を直接適用することを前提に、旧人訴法第16条に相当する規定を置かないこととされた。

## 2 人事訴訟を本案とする保全命令事件の規律

### (1) 人事訴訟を本案とする保全命令事件の沿革

人事訴訟法は、人事訴訟に関する手続について民事訴訟法の特例等を定めるものであり（人事訴訟法第1条参照）、人事訴訟法に規定のない限り、人事訴訟を本案とする保全命令事件についても、民事保全法が適用されることになる。国際裁判管轄法制を整備した平成23年民事訴訟法等改正（平成23年法律第36号）は、財産権上の訴え及びその保全命令事件を対象とし、人事に関する訴え及び人事訴訟を本案とする保全命令事件については対象としていなかったことから、附則第5条において、人事訴訟法第30条1項を整備し、民事保全法11条（注）の規定の適用を除外する旨の規定が置かれた。

(注) 民事保全法第11条は、保全命令の申立てについて、①日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は②仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、日本の裁判所にすることができるとしている。上記①については、本案訴訟に対する保全命令事件の従属性及び裁判所の審理の便宜、上記②については、執行の便宜等を理由とするものである。

### (2) 国内裁判管轄

人事訴訟の職分管轄が地方裁判所から家庭裁判所に移管されたことに伴って、人事訴訟を本案とする保全命令事件に関しても、適切かつ迅速な事件処理を行うために、人事訴訟法第30条2項は、民事保全法第12条

1項の適用を除外し、専門的処理体制の整った家庭裁判所の職分管轄に専属させている（人事訴訟法第30条2項）。

(3) 人事訴訟を本案とする保全命令の種類

人事訴訟を本案とする保全命令事件を民事保全事件と位置付けた場合、保全処分として、仮差押（民事保全法第20条1項）、係争物に関する仮処分（同法23条1項）、及び仮の地位を定める仮処分（同法第23条2項）がある。

ア 仮差押命令としては、離婚に伴う慰謝料請求権・財産分与請求権に基づく仮差押え、併合提起される損害賠償請求（人事訴訟法第17条）のための仮差押えなどがある。

イ 係争物に関する仮処分命令としては、離婚に伴う財産分与請求権に基づく処分禁止の仮処分などがある。

ウ 仮の地位を定める仮処分命令としては、人事訴訟法上、その仮処分が許される範囲に特別の制限はないが、被保全権利は、本案である人事訴訟において審理の対象となることが予定される権利関係であることを要すると解される。例えば、離婚における未成年者の親権者指定を前提とする子の引渡請求権に基づく仮の地位を定める仮処分などの監護に関する保全処分などがある。

3 管轄原因の検討

(1) 本案の管轄所在地

人事訴訟を本案とする保全命令事件も、本案訴訟における保全命令事件の従属性及び裁判所の審理の便宜という事情は、通常民事保全事件と基本的に同じであると考えられるがどうか。

(2) 仮に差し押さえるべき物の所在地若しくは係争物の所在地

民事保全法第11条によれば、本案の訴えの管轄権が日本の裁判所にない場合であっても、仮に差し押さえるべき物等が日本国内にあれば、日本の裁判所に保全命令の申立てをすることができる。人事訴訟を本案とする保全命令事件においても、離婚に伴う財産分与請求権・慰謝料請求権を被保全権利とする保全処分や併合提起される損害賠償請求権を被保全権利とする保全処分を念頭におくと、それらの保全処分に当たって不動産等に対する保全執行を実現する必要がある等の事情があり、人事訴訟を本案とする保全命令事件においても、仮に差し押さえるべき物等の所在地に保全管轄を認めるべき必要性は高いといえる。そのため、民事保全法第1

1条と同様に、本案の訴えの管轄権が日本にない場合であっても仮に差し押さえるべき物等が日本国内にあれば、日本の裁判所に保全命令の申立てをすることができるようにするべきであると考えがどうか。

(3) その他の規律について

人事訴訟を本案とする保全命令事件について、特別の事情による訴えの却下（民事訴訟法第3条の9参照）、その他の規律に関して、通常の民事保全事件と同様の規律とすべきであると考えがどうか。

(参照条文)

○ 人事訴訟手続法

(定義)

第二条 この法律において「人事訴訟」とは、次に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（以下「人事に関する訴え」という。）に係る訴訟をいう。

一 婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴え

二 嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴え、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え

三 養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴え

(民事保全法の適用関係等)

第三十条 人事訴訟を本案とする保全命令事件については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十一条の規定は、適用しない。

2 人事訴訟を本案とする保全命令事件は、民事保全法第十二条第一項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄する。

3 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とを一の訴えであることができる場合には、当該損害の賠償に関する請求に係る保全命令の申立ては、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。

○ 民事保全法

(趣旨)

第一条 民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関

する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分（以下「民事保全」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（民事保全の機関及び保全執行裁判所）

第二条 民事保全の命令（以下「保全命令」という。）は、申立てにより、裁判所が行う

2～3（略）

（保全命令事件の管轄）

第十一条 保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、することができる。

第十二条 保全命令事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2～6（略）

## 第2 家事審判事件関係

家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件（注）については、日本の裁判所に、本案の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停事件の申立てがあつた場合にあつては、その家事調停事件）が係属しているときに限り、することができる。

（注）「家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件」とは、家事事件手続法に規定する審判前の保全処分事件をいう。家事事件手続法では、第106条第1項の規定に基づく仮差押え等の審判及び同条第2項の規定に基づく高等裁判所の審判に代わる裁判を総称して「審判前の保全処分」ということとされる（第106条第1項参照）。なお、本案である家事審判事件には、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（補足説明）

### 1 提案内容

本文は、家事審判事件を本案とする審判前の保全処分の国際裁判管轄について、我が国に、本案の家事審判事件又は家事審判事項に係る家事調停事件の申立ての管轄が認められ、当該事件の本案が日本の裁判所に係属しているときに限り、我が国に管轄権を認めることを提案するものである。

審判前の保全処分は、暫定的・仮定的性格を有し、民事保全と同様の側面

をもつが、訴訟を本案とするものではないこと（民事保全法第1条参照）、本案である家事審判手続が権利義務関係の存否の確定ではなく、事件関係人の権利義務関係を具体的に形成することを目的とするものであることから、保全的措置である審判前の保全処分が本案の審判に強く付随性を有するなどの点で通常の民事保全処分とは異なる。

本文は、上記の審判前の保全処分の性格に照らして、基本的に、家事審判事件又は家事調停事件の係属する裁判所（国）が扱うことがもっとも合理的であるとの考えに基づくものである。

## 2 審判前の保全処分の規律

### (1) 審判前の保全処分制度の沿革

従前、家事審判手続において、仮の処分をすることができる審判事項について、旧家事審判法（以下「旧家審法」という。）に定めはなく、家事審判規則及び特別家事審判規則に個別的に規定されていたところ、審判が効力を生ずるまでの間に、事件の関係人の財産に変動が生じて審判に基づく強制執行による権利の実現が困難となったり、又はその間における関係人の生活が困難や危険に直面するという事態を生ずることが少なくなかったりしたことから、暫定的に関係人間の権利義務関係を形成して権利者の保護を図ることを目的として、民法及び家事審判法の一部を改正する法律（昭和55年法律第51号、以下「昭和55年改正」という。）によって、旧家審法第15条の3に規定する審判前の保全処分が創設された。平成23年5月19日に成立した家事事件手続法（平成23年法律第52号）は、保全処分ができる審判事項などについて、旧家審法下での審判前の保全処分の規律を基本的に維持している。

家事事件手続法第2編第1章第4節は、審判前の保全処分の手続についての総則的規律を扱い、審判前の保全処分を申し立てることができる事項、各申立ての実質的要件および保全処分の具体的な内容は、事件類型ごとに第2編第2章において個別に定める方法をとっている。

### (2) 審判前の保全処分の種類

家事事件手続法が規定する家事審判事件の全てについて審判前の保全処分が認められているものではない。審判前の保全処分は、明文で定める以外には認められないとされる。（注1）

家事事件手続法が規定する審判前の保全処分は、具体的態様に着目した場合には次のように分類できる。

ア 財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し事件本人の財産の管

理若しくは事件本人の監護に関する事項を指示することができるとする財産の管理者の選任等（第1類型）

成年後見開始（126条1項）、保佐開始（134条1項）、補助開始（143条1項）、夫婦財産の管理者の変更および共有財産の分割（158条1項）、遺産の分割（200条1項）、破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等（242条3項）

イ 事件本人の財産上の行為につき財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができるものとする後見命令等（第2類型）

成年後見開始（126条2項）、保佐開始（134条2項）、補助開始（143条2項）

ウ 事件本人の職務の執行の停止又は職務代行者選任（第3類型）

成年後見人・成年後見監督人の解任（127条1項、5項）、保佐人・保佐監督人の解任（135条1項）、補助・補助監督人の解任（144条1項）、特別養子縁組の成立及び離縁（166条1項、5項）、親権喪失・停止又は管理権喪失（174条1項）、親権者の指定又は変更（175条3項）、未成年後見人・未成年後見監督人の解任（181条）、遺言執行者の解任（215条1項）、任意後見人・任意後見監督人の解任（225条1項、2項）、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失（242条3項）

エ 仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分（第4類型）（注2）

夫婦間の協力・扶助（157条1項1号）、婚姻費用の分担（157条1項2号）、子の監護（157条1項3号）、財産の分与（157条1項4号）、夫婦財産の管理者の変更および共有財産の分割（158条2項）、親権者の指定又は変更（175条1項）、扶養に関する処分（187条1項、2項）、遺産の分割（200条2項）、破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等（242条3項）

オ その他

監護者の選任（166条1項）、児童に対するつきまとい・はいかい禁止（239条）

（注1）保全処分をすることのできる審判事項の画し方として、全審判事項についてすることのできるものとして包括的に規定する方法と一定の審判事項に限って仮の処分をすることを認め個別的に規定する方法とがあり得るが、昭和55年改正時において、審判事項中には、本案審判の処理に長時間を要しないことなどから仮の処分の必要性が乏しいものや、本案審判自体が元来保全処分の実質を有するため

仮の処分が性質上なじまないものなどが多く含まれているなどの理由により、限定的個別列挙の方法が採用された。

昭和55年改正前に仮の処分をなすことが認められていたのは、①甲類1号（禁治産宣告）、②同2号（準禁治産宣告）、③同12号（親権又は管理権の喪失の宣告）、④同16号（後見人、保佐人、後見監督人の解任）、⑤同37号（遺言執行者の解任）、⑥乙類1号（夫婦の同居協力扶助に関する処分）、⑦同2号（夫婦共有財産の分割に関する処分）、⑧同5号（財産の分与に関する処分）、⑨同8号（扶養に関する処分）、⑩同10号（遺産の分割に関する処分）及び⑪配偶者の財産を管理する者が破産宣告を受けた場合における財産の管理者の変更・共有財産の分割、並びに⑫親権者が破産宣告を受けた場合における管理権の喪失の各審判事項であった。

昭和55年改正時に、仮の処分をなすことができる審判事項として、⑬乙類3号（婚姻費用の分担に関する処分）、⑭同4号（子の監護に関する処分）、⑮同7号（親権者の指定又は変更）が追加され、昭和62年の民法等の一部改正（昭和62年法律第101号）に伴い、⑯甲8号の2（特別養子縁組）が追加された。

更に、平成19年の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）の制定に伴い、⑰児童福祉法の承認の審判に基づく保全処分も追加された。

（注2）本案の家事審判事件の結論において、「仮差押え」の被保全権利である金銭債権が形成される事件は、夫婦間の扶助、婚姻費用の分担、子の監護に関する処分の中の養育費、財産分与、扶養、遺産分割である。また、本案の家事審判事件において「係争物」を観念することができるのは、夫婦財産契約における管理者の変更及び共有財産の分割、財産分与、遺産分割である。金銭債権が形成される上記各類型では、仮払い仮処分を申し立て得る。その他、子に対する面会禁止等の仮処分等、支払い停止仮処分・仮減額仮処分、強制執行停止の仮処分等が同類型に含まれると考えられる。

### 3 本案の家事審判事件等が我が国の裁判所に係属していることについて

家事事件手続法では、本案の家事審判事件が係属する家庭裁判所が審判前の保全処分を命ずる審判をすることができることとされており（法105条1項・2項、126条1項等参照）、家庭裁判所が、審判前の保全処分を命ずるためには、少なくとも本案の家事審判事件が係属していることが必要とされる。

これは、家事審判事件では、保全されるべき権利は審判の確定によって初めて形成されるものである以上、その具体的権利を形成すべき本案の審判事件が係属していない状態では保全されるべき具体的権利が形成される蓋然性を判



断することができないという点において、審判前の保全処分が本案の審判事件に強い付随性を有しているなどが根拠とされる。(注1)

家事事件手続法では、家事審判事件に係る事項について家事調停事件の申立てがあつた場合には、本案の家事審判の申立てが係属する前であっても、家庭裁判所は審判前の保全処分をすることができることとしたが、これは、家事調停手続と家事審判手続が密接な関連性および連続性(同法第272条4項等参照)があることなどに鑑みて、家事調停事件の係属中に保全処分の必要性が生じた場合において、本案審判の申立てをするまでもなく、審判前の保全処分を命ずる審判ができることとしたものである。(注2)

本文は、以上を踏まえて、本案の家事審判事件等が我が国の裁判所に係属していることをその内容としている。

(注1) 昭和55年改正においても、保全処分が、本案審判までの間の事件当事者の生活上の危険を除去防止し、又は本案審判の実効性を確保することを目的とすることに照らすと、本案の審理手続における実体形成の状況を保全処分に密接に反映させることがその目的に最もかなっており、このような観点から、仮の処分の審判を、基本的には本案審判の付随処分として位置づけ、その手続は本案の審判手続と同性質のものであると構成するのが相当であるとされ、その手続構造上、仮の処分をするためには審判手続の係属が必要であるとされた。

(注2) 家事調停の申立てがあつたときにされた審判前の保全処分の申立ても、その本案事件は、当該家事調停が審判移行した後に想定される家事審判事件であり、家事調停事件ではないとされる。

(参照条文)

○ 家事審判法

第十五条の三 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。

○ 家事事件手続法

(審判前の保全処分)

第五百条 本案の家事審判事件(家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあっては、その家事調停事件)が係属する家庭裁判所は、この法律の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずる審判をすることができる。

2 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、

前項の審判に代わる裁判をする。

(審判前の保全処分の申立て等)

第百六条 審判前の保全処分（前条第一項の審判及び同条第二項の審判に代わる裁判をいう。以下同じ。）の申立ては，その趣旨及び保全処分を求める事由を明らかにしてしなければならない。

2～4（略）

(婚姻等に関する審判事件を本案とする保全処分)

第百五十七条 家庭裁判所（第二百五条第二項の場合にあっては，高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。）は，次に掲げる事項についての審判又は調停の申立てがあった場合において，強制執行を保全し，又は子その他の利害関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，当該事項についての審判を本案とする仮差押え，仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

一 夫婦間の協力扶助に関する処分

二 婚姻費用の分担に関する処分

三 子の監護に関する処分

四 財産の分与に関する処分

2 家庭裁判所は，前項第三号に掲げる事項について仮の地位を定める仮処分（子の監護に要する費用の分担に関する仮処分を除く。）を命ずる場合には，第百七条の規定により審判を受ける者となるべき者の陳述を聴くほか，子（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かななければならない。ただし，子の陳述を聴く手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは，この限りでない。